

# 売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

## □ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

## □ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

## □ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

## □ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

## □ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行ってありません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

**所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。

**住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

**内訳、面積欄**の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

**道路と敷地の関係欄**には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

**法令に基づく制限欄**

**都市計画法・建築基準法欄**には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載していません。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

**その他の制限欄**には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

**私道の負担等に関する事項欄**には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

**供給処理施設の状況欄**の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」… 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

**公共施設等欄**には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。(距離は目安です。)

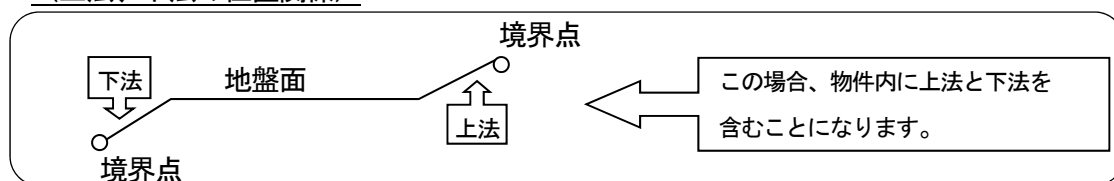
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuki/beppyou.html>

**留意事項欄**では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法(のり)を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法(したのり)」、上の部分を「上法(うわのり)」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



**案内図**は、現地までの略図です。

**交通機関欄**の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・ 徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・ 公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

**現況図**は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

**※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。**

# 物 件 調 査 書

物件番号 2836

最低売却価格

2,938万円

所在地		横浜市泉区新橋町字慶林小谷 2 1 1 2 番 5			
住居表示		—			
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
	2 1 1 2 番 5	宅 地	2 0 0. 4 0 m <sup>2</sup>	—	
				—	
合計 ( 1 筆)		※1	2 0 0. 4 0 m <sup>2</sup>	—	
道路と敷地の関係		南東側で幅員 5 m の舗装市道、北西側で幅員約 5 m の舗装市道に接道			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第 1 種低層住居専用地域
		建 ぺ い 率	5 0 %	容 積 率	8 0 %
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	1 2 5 m <sup>2</sup>
	その他の制限	日影規制 (軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)			
		景観計画 (全市域)、緑化地域 (都市緑地法) 宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)			
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況		事業所等
	電 気	有	地上配線		東京電力エジューパーター(株) 0120-995-001
	上水道	可	南東道路配管75mm、宅内引込有※2		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	有	南東道路配管 (汚水250mm、雨水450mm)、マス設置済 (分流式)		横浜市泉区泉土木事務所 045-800-2532
	都市ガス	可	南東道路配管 (低圧75mm)、宅内引込無		東京ガス欄お客様センター 0570-002211
公共施設等	泉区役所		横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校
	物件の南西約 3. 7 km		物件の南西方 約 0. 5km	物件の南東方 約 2. 0km	物件の南西方 約 1. 6km
留 意 事 項	<b>本物件は現況での引渡しとなります。</b>				
	「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。				
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。				
	※1 本物件は公簿面積により売却します。				
	※2 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。				
	・本物件敷地は、南東側道路から等高～0.9m高く接面し、北西側道路から約1.5m～2.5m高く接面する二方路地です。敷地内は平坦です。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝などの設置はありません。				
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可年月日:昭和55年2月15日、許可番号:第54開1305号、検査済証交付年月日:昭和56年7月31日)を得て造成された造成宅地ですが、検査済証交付日から40年以上を経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては買主の責任と費用にて御対応ください。				
	・本物件の北西道路沿い及び南東道路沿いに東京電力・NTTの電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。				
	・本物件の南西隣地は現在「畑」として利用されています。風向きや気象条件によっては砂埃等が舞うことが予測されます。				
	・本物件の南東道路沿い至近にゴミ置場が設置されています。また本物件北西道路沿いに同じくゴミ置場が設置されていますが、移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。				
・本物件の北西方約20mに「新橋小谷公園」があります。児童の歓声などが聞こえる場合があります。					
・本物件の北東方約15mに「新橋雨水調整池」があります。調整池は大雨の時に雨水を一時貯留して下流へ少しずつ流し河川の氾濫を防ぐ施設です。					
・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。また、フェンスの移設、撤去等に関して横浜市(売主)は対応いたしません。					
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
「売払物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			



案内図



©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社

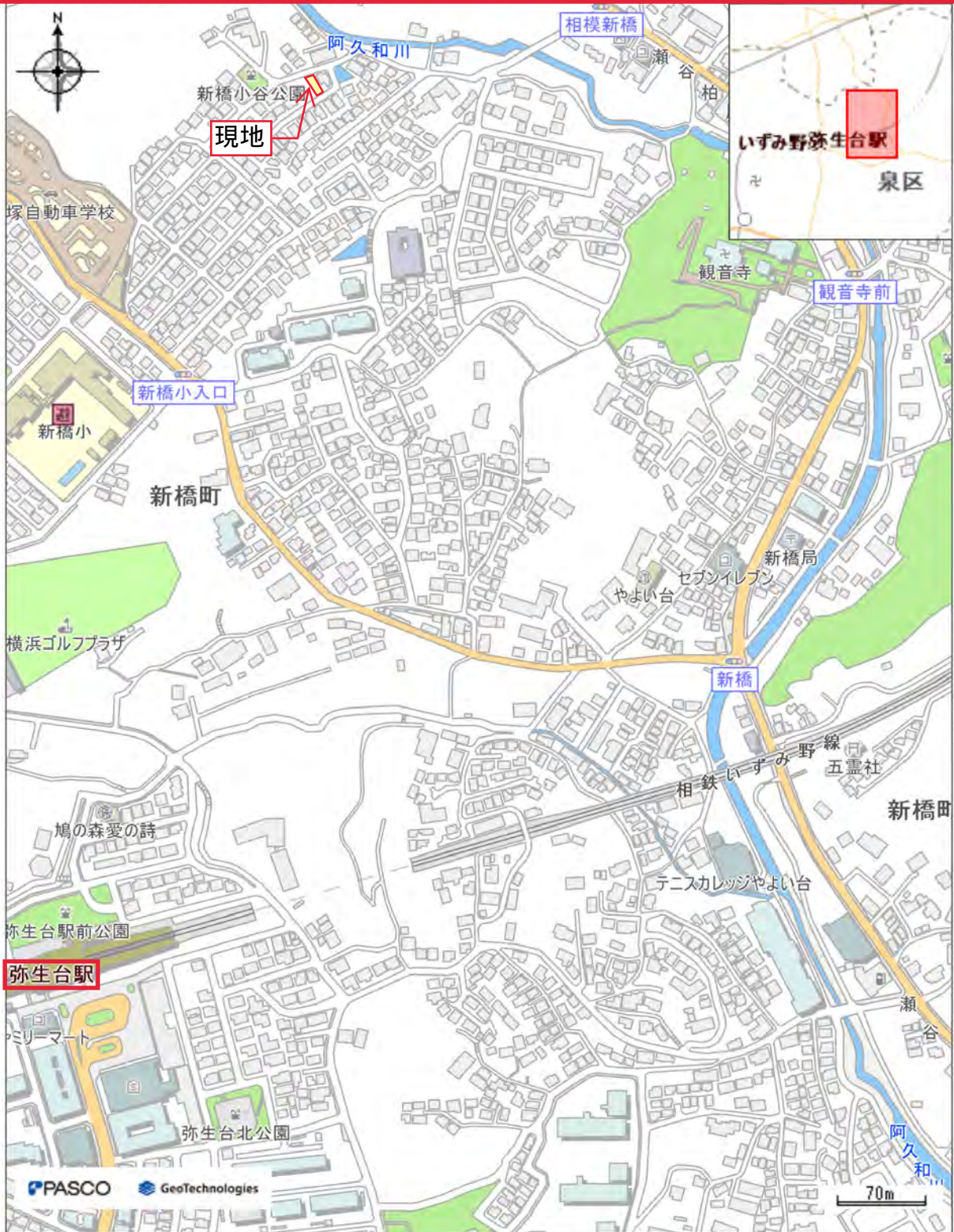
交通機関 相鉄いずみ野線「弥生台」駅 徒歩17分

現況図





物件番号2836：泉区新橋町字慶林小谷2112番5



凡例

指定避難所

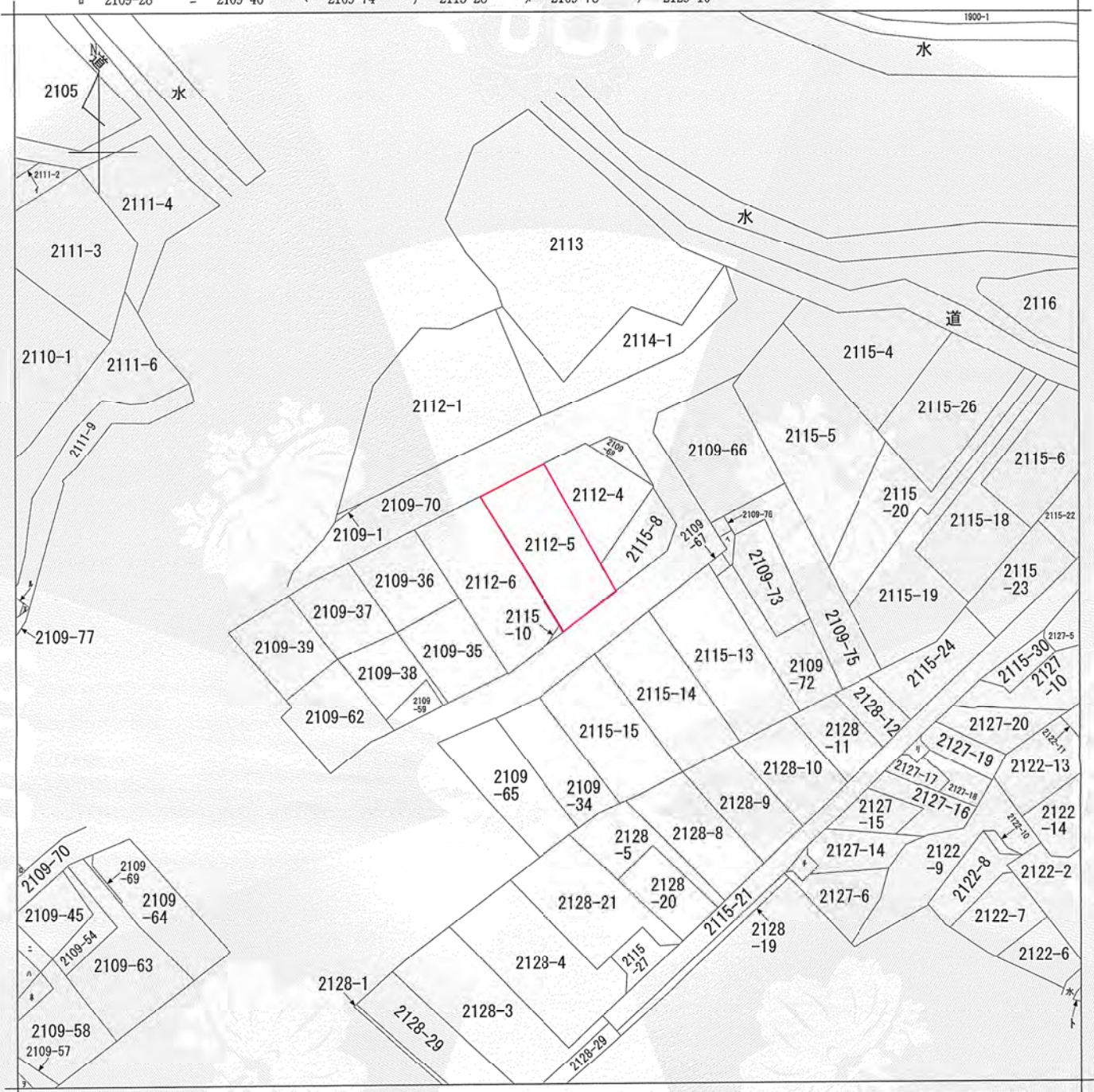


物件番号2836：泉区新橋町字慶林小谷2112番5





イ 2109-20    ハ 2109-30    ホ 2109-53    ト 2124-2    リ 2115-29    ル 2111-8  
 Ⅱ 2109-28    ニ 2109-46    ヘ 2109-74    テ 2115-28    ス 2109-78    レ 2129-10



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	横浜市泉区新橋町字慶林小谷			地番	2112番5	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方務局

登記官

請求番号：23-4

(1/1)

公用



表題部 (土地の表示)		調製	平成6年6月23日	不動産番号	0208000248868
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	横浜市泉区新橋町字慶林小谷			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2112番5	畑	175		2112番2から分筆 〔昭和56年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日	
余白	宅地	175 03		②③昭和56年7月31日地目変更 〔令和5年11月15日〕	
余白	余白	200 38		③2115番9を合筆 〔令和5年11月15日〕	
余白	余白	200 40		③錯誤 〔令和6年3月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年8月3日 第35645号	原因 昭和56年8月3日売買 所有者 横浜市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日
2	合併による所有権登記	令和5年11月13日 第22049号	所有者 横浜市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方法務局

登記官

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

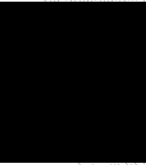
整理番号 K52221 - ( 5 / 7 )

1 / 1



令和6年3月13日  
横浜地方方法務局  
（横浜地方方法務局戸塚出張所管轄）  
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官



地番	2112-5	地積測量図
土地の所在	横浜市泉区新橋町字慶林小谷	

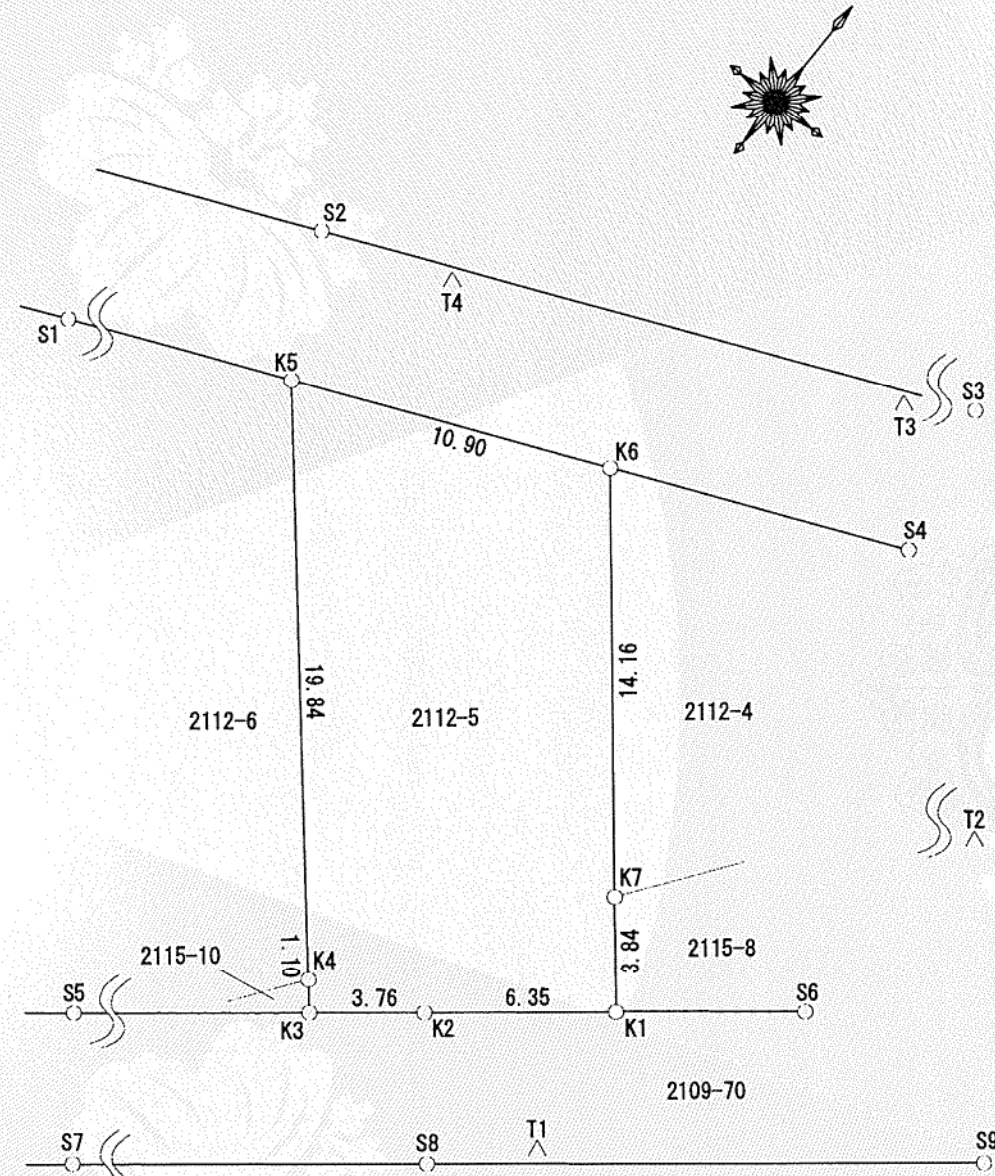
求積表

測点名	境界標種	X座標	Y座標	X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub>	Y(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )
K1	金属鉄	488.109	291.496	-6.955	-2027.354680
K2	横浜市鑄物杭	484.147	286.528	-6.310	-1807.991680
K3	コンクリート杭	481.799	283.582	-1.503	-426.223746
K4	計算点	482.644	282.878	16.090	4551.507020
K5	コンクリート杭	497.889	270.181	19.503	5269.340043
K6	金属鉄	502.147	280.217	-6.787	-1901.832779
K7	計算点	491.102	289.091	-14.038	-4058.259458
倍面積					-400.815280
面積					200.4076400
地積					200.40 m <sup>2</sup>

測量年月日	令和6年 1月30日
座標系	任意座標系

座標リスト

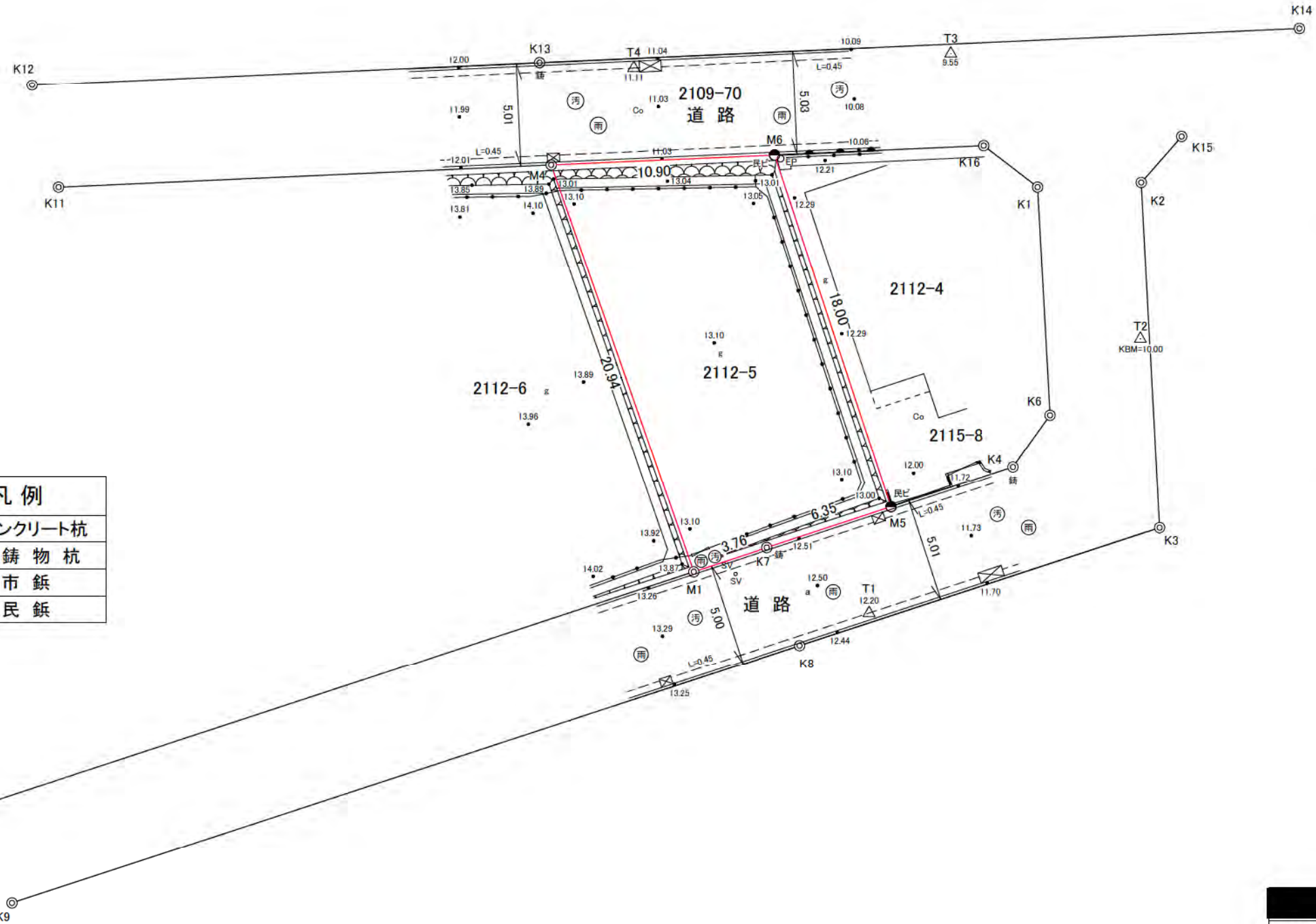
点名	X座標	Y座標	備考
T1	482.920	292.294	金属鉄
T2	500.000	300.000	金属鉄
T3	509.796	286.507	金属鉄
T4	503.740	272.284	金属鉄
S1	488.513	248.119	横浜市コンクリート杭
S2	502.383	267.902	横浜市鑄物杭
S3	516.851	301.971	横浜市コンクリート杭
S4	506.127	289.588	横浜市コンクリート杭
S5	458.871	254.849	横浜市金属鉄
S6	491.996	296.371	横浜市鑄物杭
S7	455.125	258.155	横浜市コンクリート杭
S8	480.263	289.677	横浜市コンクリート杭
S9	491.725	304.085	横浜市コンクリート杭



単位：m

作成者	[Redacted]	申請人	横浜市長 山中 竹春	縮尺	1/250
-----	------------	-----	------------	----	-------





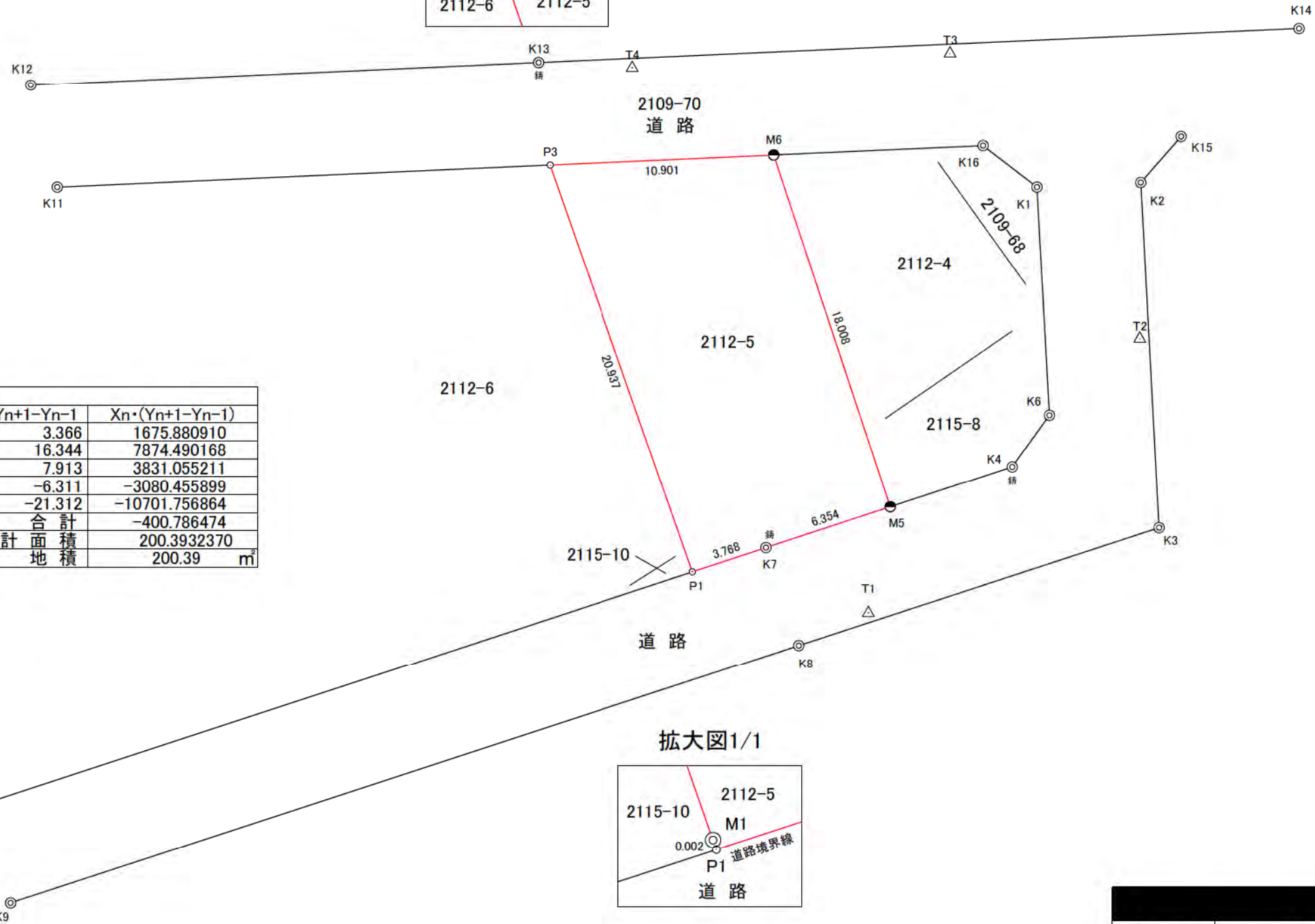
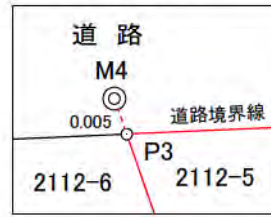
◎	市コンクリート杭
◎ 錆	市 錆物杭
● 民	市 鉄
● 民	民 鉄

△	基準点
● 10.00	標高
○ 汚	汚水マンホール
○ 雨	雨水マンホール
○ SV	止水栓
○ EP	電力柱
a	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土・砂利
△ L 50	L型側溝及び集水樹
—	コンクリート擁壁(直壁)
—	ブロック塀・ブロック擁壁
—	石積擁壁
—	フェンス
—	門・扉

所在	泉区新橋町字慶林小谷2112番5		
図面名	現況平面図		
物件番号	物件No6	縮尺	1/250
作成年月日	令和5年12月24日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		



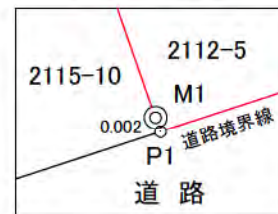
拡大図1/1



座標求積表

地番	2112-5			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
P3	497.885	270.184	3.366	1675.880910
P1	481.797	283.583	16.344	7874.490168
K7	484.147	286.528	7.913	3831.055211
M5	488.109	291.496	-6.311	-3080.455899
M6	502.147	280.217	-21.312	-10701.756864
合計				-400.786474
合計面積				200.3932370
地積				200.39 m <sup>2</sup>

拡大図1/1



境界凡例

◎	市コンクリート杭
◎ 罫	市 罫 物 杭
● 罫	市 罫
● 民 罫	民 罫

所在	泉区新橋町字慶林小谷2112番5		
図面名	用地実測図		
物件番号	物件No6	縮尺	1/250
作成年月日	令和6年1月24日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		

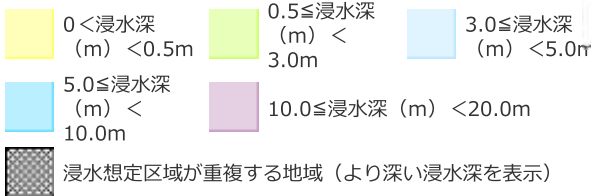


わいわい防災マップ° (洪水、内水、高潮浸水想定区域)

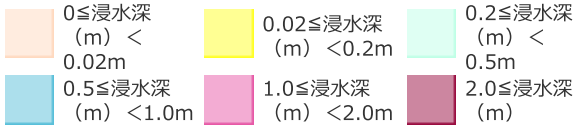


(凡例)

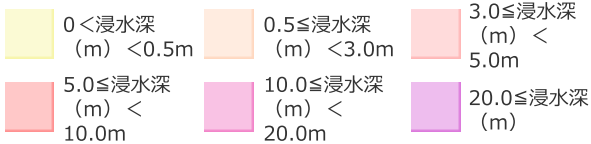
【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)



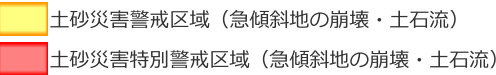
【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)



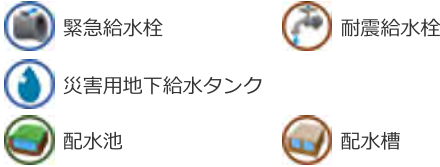
【高潮】浸水想定区域



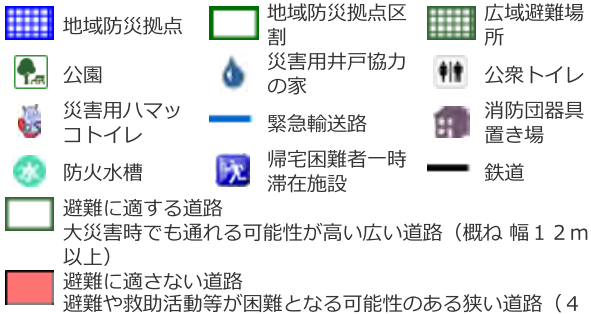
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



緊急時給水マップ



その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
新橋小学校

注意：  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

わいわい防災マップ (洪水、内水、高潮浸水想定区域)



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)

【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)

- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
- 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
- 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
- 2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

緊急時給水マップ

- 緊急給水柱
- 耐震給水柱
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
- 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅 1.2m 以上)
- 避難に適さない道路
- 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

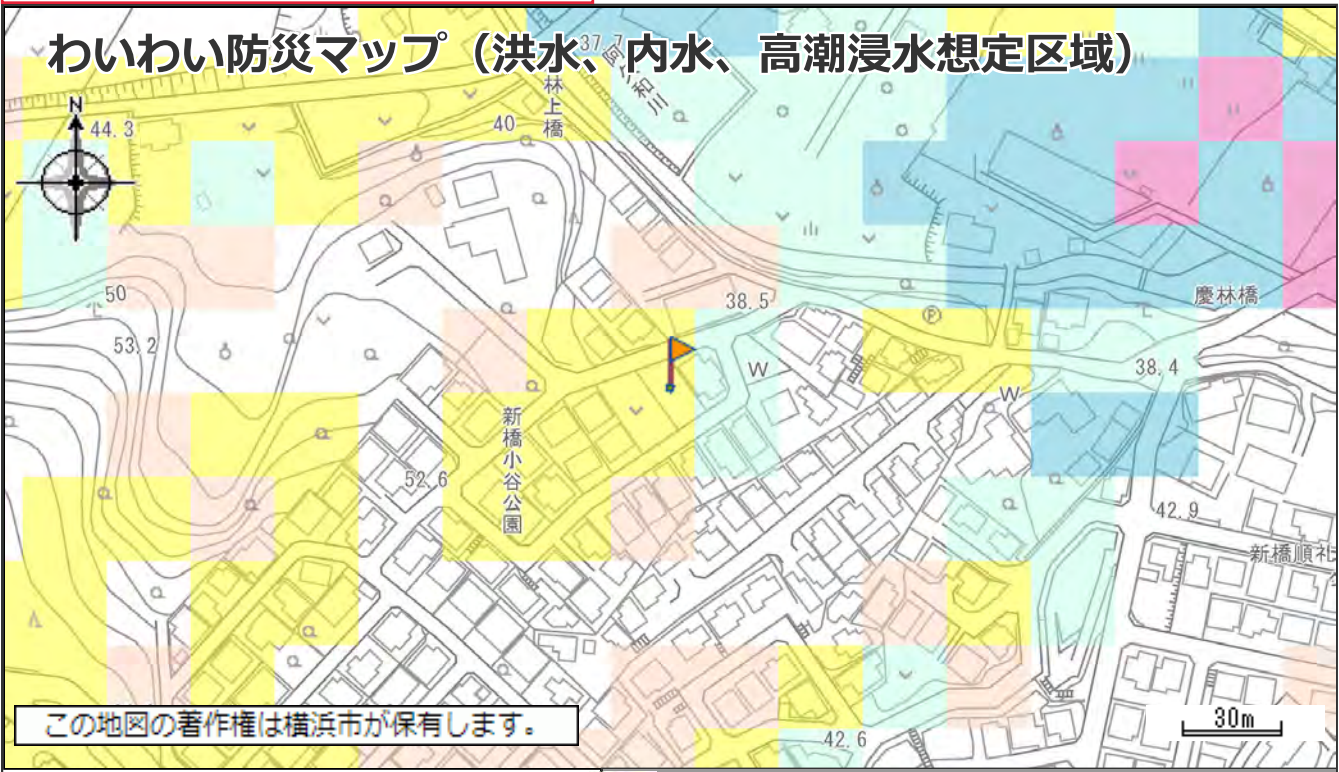
地域防災拠点区割  
新橋小学校

注意：  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和 5 年 8 月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



わいわい防災マップ° (洪水、内水、高潮浸水想定区域)



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)

【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)

- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
- 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
- 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
- 2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

緊急時給水マップ

- 緊急給水柱
- 耐震給水柱
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 避難に適する道路
- 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅 1.2m 以上)
- 避難に適さない道路
- 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

浸水深 (浸水シミュレーションで算出した参考値)  
0.02m

地盤高 (浸水シミュレーションで使用した参考値)  
T.P 40.85m

注意:

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

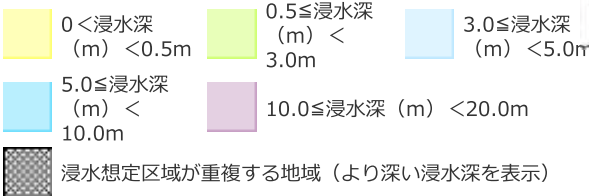
【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

わいわい防災マップ (洪水、内水、高潮浸水想定区域)

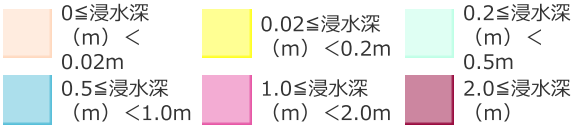


(凡例)

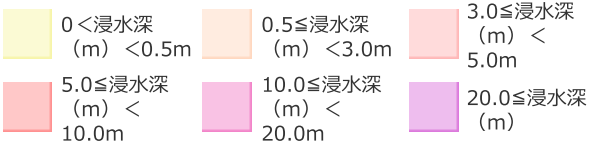
【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)



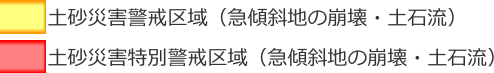
【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)



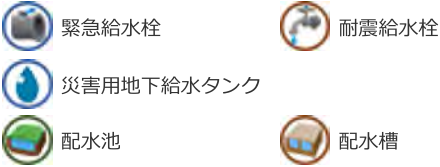
【高潮】浸水想定区域



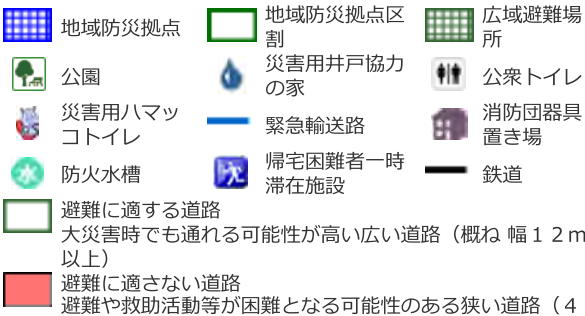
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



緊急時給水マップ



その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
新橋小学校

注意：  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



所在地 横浜市泉区新橋町字慶林小谷 2 1 1 2 番 5

物件番号2836

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

